

# 琉球大学学術リポジトリ

## 外資系企業等の取扱い（対内調整)(1)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-31 キーワード (Ja): 在沖縄米系企業 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43429">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43429</a>

才  
3  
回

11  
/  
29

極 秘  
無 限  
部の内  
号

経済局長  
次 長

条約局長  
参事官  
法規課長

北米一課長 条約課長 法規課長  
在沖米企業の取扱について  
(外資審議会幹事会臨時会合)  
227-9部 (別紙2部)

44.11.27  
条規

日米共同声明及び外務大臣書簡との関連において

在沖米企業の今後の取扱方針を協議するため、11月27日午後

郵政省において、外資審議会幹事会の臨時会合が開催され

(議題:別紙1)  
以下、同会合における討議の要旨下記の通り。なお同会合

には、本省より千葉北米一課長、大塚法規課長、大鷹国機二課長

が出席したほか、関係課事務官が同席した。

記

1. 日米共同声明及び外務大臣書簡の説明

(1) 先ず、千葉課長より、今般の日米共同声明の重要項  
目につき概略の説明を行なひ、続いて、在沖米企業

取扱に関する外務大臣書簡発出の経緯並びに最終

段階において米側返簡が発出されることとなった経緯

を簡単に説明し、本件書簡の存在自体は伏せておく

ことが日米両国政府間の了解である旨確認した。

(2) 次に、大塚課長より、戦後又4年余りに亘る米国の沖

繩施政とその下における各種経済活動を背景として今般

合意を見れば、沖繩の施政権返還が今後惹起する問題の

法的側面に言及し、これが単に日米FCN条約を含め

わが法令及び経済政策の沖縄への全面的適用という

国内的面だけでなく、国際法的な面（国家継承が

類似性を有すると云えよう）をも有するとの点を指摘する

と共に、一般国際法の観点から、私有財産の保護及び

既得権の尊重については相当の配慮が払われて然る

べきであるとの見解を披瀝した。更に同課長より、今般の

外務大臣書簡が現地米企業の深刻な不安に鑑み特に

発出されることとなった経緯を簡単に補足説明すると共

に、往簡及び返簡の趣旨を説明し、本件書簡が日本

政府の一方的な見解の表明に留まり、米側に対する法的

コミットメントを何等構成するものでないとの点を確認した

(3) 以上の外務省側説明に対し、伊勢谷大蔵省外資

課長より、共同声明が9項の「具体的な話し合いをすみやか

に開始する」とは如何なるタイミングを意味するかとの、向

か行なわれた。これに対し、千葉課長より、今後の作業は

大別して4つあり、オ1は東京で行なわれる協定作成の交渉

オ2は東京で行なわれる「<sup>道</sup>暫定措置<sup>法</sup>」の作成、オ3は

現地で行なわれる復帰準備、オ4は東京で行なわれる

外資等の取扱の検討、である云々、外資の問題、<sup>(これは沖縄復帰後の経済的)</sup>

については、その緊急性は十分理解するも、本件のみが懸

たることは全体との関係から向題をいせ、實際上、可成

の時間を要することなつたとの見通しを述べた。

(4) 今後の作業の機構面の整備につき、総理府より

関係省庁間の沖縄問題担当官会議が既に発足

しており、更に復帰準備閣僚協議会の設置案が本日

の次官会議に上程されている等なる旨説明した。

又、今後の対策協議

(1) 伊勢谷大蔵省外資課長より、過去数回に亘る幹

事会の討議の結果を取りまとめたものであるとして、別紙

の取扱方針(案)に言及し、同案は共同声明第9項及び

外務大臣書簡と矛盾するものではないとの見解を表明

した。

(2) 此れに関し、大塚課長より、同案一の趣旨は暫定

措置法の可能性を排除するものではないと了解して

よいかと訊したのに対し、伊勢谷課長は、その通りで

ある旨を確認した。次いで、通産省外資課長より、各

法上認め得ない外資で既に沖縄に進出しているものの

規制も行ない得ると了解してよいかと訊したのに対し、伊勢

谷課長は、そうした問題が当然出て来るので「沖縄に進出

している企業」の定義を早急に固める必要があると述べ

た。

(3) 次いで、伊勢谷大蔵省外資課長より、今後の外資

免許下付を早急にコントロールする必要ありとの観見

からも、布令11号が方針に効力を持たず琉球外資法が  
 事実上眠っている現状は面白くないとの趣旨を述べた  
 のに対し、千葉課長より、布令11号の改廃は布令全体  
 の取扱の問題として今後対処すべきであり、布令11号  
 のみを single out して廃止してしまえというのを通早  
 な気がするとの見解を表明した。同課長は更に、本件は  
 米側がある程度自主的に免許下付をおこなうよう  
 仕向けるのが賢明であり、その意味においても、先ず、  
 東京、ワシントン、沖縄に於いて、夫々米側に非公式  
 申し入れをすることとしたいとの意向を明らかにした。

(4) 外資免許の下付状況把握については、今後関係  
 外務省

省庁より、随時現地調査団を派遣してもらいたいとの  
 伊勢谷課長の発言に対し、千葉課長より、現地沖縄<sup>作</sup>  
 に対する配慮の点から、かかる調査団はなるべく小規  
 模グループで行くことが望ましく、また、実情把握  
 ためには、在沖米企業の代表に<sup>東京に召喚して</sup>  
 呼びよせ<sup>呼ぶ</sup>て話を聞く  
 ことや<sup>在沖米大使館に話し</sup>資料を提出<sup>提出</sup>することもある一策であろうとの感觸  
 を述べた。

(5) 最後に、大塚課長より、従来の外資審議会幹事会  
 の作業及び本件取扱方針(案)につき互々するわけではな  
 いかと前置きして、共同声明及び外務大臣書簡について在沖  
 米企業の取扱の問題は、必ずしも在沖の外資の問題  
 外務省

だけに限られるわけでは無いので、本件取扱方針(案)の  
 未  
 同、審議会でも承認された場合にも、外資審議会の  
 決定として公表する等の措置は差し控えるべき旨  
 伊勢谷課長に申し入れ、同課長もこれを承認した。  
 なお、次回会合は12月5日(金)午後2時開催の予定。  
 (散会后、外務、大蔵、通産、総理府出席者向  
 在沖米企業の実情調査に因る通産省の調査団派遣の日  
 程通報及び、11月21日現在の在沖米企業の詳細な  
 資料提出要請の書簡を米側に発出する問題を討議  
 したが、結論は次回会合に持ち越された。)



第3回沖繩関係臨時外資幹事会議題

44.11.27

- 一 返還コミュニケその他の説明
- 二 対策協議
  - 1 布令11号に基づく米民政府の認可権の発動停止の  
申し入れとその交渉
  - 2 11月22日以後の外資申請(認可の更新を含む)  
についての琉球政府との協議方法
  - 3 11月21日現在における既進出外資の実情把握
    - イ 11月21日現在の既認可外資
    - ロ 活動企業とペーパー・カンパニーとの仕分け
    - ハ イ、ロの実情を基礎として既進出外資の定義の作  
成
    - ニ 米例との間における事実確認方法



大蔵省

沖縄の外資系企業に関する外資法上の取扱方針(案)

44.11.27  
外資幹事会

一 既に44年11月21日までに沖縄に進出している外資系企業については、「本土において同種の外資系企業に対し規制されている措置と同様の状態で外資法上の法的地位を認める」という原則で臨むこととする。

すなわち、

- 1 自由化業種については、返還時における自由化段階に即して取り扱う。
- 2 44年11月22日以後できるだけ速かに行政指導を行ない、返還時において本土における同業種の外資系企業に対する政策と齟齬を来さぬよう措置する。  
(この場合、各業法に基づく許・認可或は各所管省の政策方針による行政指導が前面に出ることが望ましく、外資法はこれに追随する方針で臨むこととする)
- 3 沖縄には外国為替管理がないため事実上進出した結果となつている所謂「もぐりの外資系企業」について

大蔵省

は、事前の行政指導は不可能に近いので、返還時において実情に応じ、それぞれ適宜処理するものとする。

この場合、経済上重要な問題を生ずるおそれのないものについては、できるだけ簡便な方法により処理することを検討する。

二 44年11月22日以後、沖縄に進出しようとする外資系企業については、返還時までの間、次により調整措置を講ずるとの方針で臨むこととする。

- 1 先ず外交チャンネルを通じ、布令11号に基づく米民政府の独自の認可権を発動しない旨の日・米間の合意を成立させることとする。
- 2 取りあえず、適当な機関またはチャンネルを通じ、共同コミニケ発表日以後の沖縄への外資系企業の進出については、事実上日本政府と琉球政府の協議により処理することとする。
- 三 技術援助契約、貸付金債権、支店及び不動産等についても、実情に応じ上記の趣旨に則して処理するものとする。





沖繩の外資系企業に関する外資法上の取扱方針(案)

44.11.27  
外 資 幹 事 会

一 既に44年11月21日までに沖繩に進出している外資系企業については、「本土において同種の外資系企業に対し規制されている措置と同様の状態で外資法上の法的地位を認める」という原則で臨むこととする。

すなわち、NO(信託(使)通関手等)の判断、外資法と準法、臨時立法?

1 自由化業種については、返還時における自由化段階に即して取り扱う。

2 44年11月22日以後できるだけ速かに行政指導を行ない、返還時において本土における同業種の外資系企業に対する政策と齟齬を来たさぬよう措置する。

(この場合、各業法に基づく許・認可或は各所管省の政策方針による行政指導が前面に出ることが望ましく、外資法はこれに追随する方針で臨むこととする)

3 沖繩には外国為替管理がないため事実上進出した結果となつている所謂「もぐりの外資系企業」について

本土の法制上から見て、  
内閣府の承認が必要か?

は、事前の行政指導は不可能に近いので、返還時において実情に応じ、それぞれ適宜処理するものとする。

この場合、経済上重要な問題を生ずるおそれのないものについては、できるだけ簡便な方法により処理することを検討する。

二 44年11月22日以後、沖繩に進出しようとする外資系企業については、返還時までの間、次により調整措置を講ずるとの方針で臨むこととする。

1 先ず外交チャンネルを通じ、布令11号に基づく米民政府の独自の認可権を発動しない旨の日・米間の合意を成立させることとする。

2 取りあえず、適当な機関またはチャンネルを通じ、共同コミニユケ発表日以後の沖繩への外資系企業の進出については、事実上日本政府と琉球政府の協議により処理することとする。

三 技術援助契約、貸付金債権、支店及び不動産等についても、実情に応じ上記の趣旨に則して処理するものとする。

MITI: 沖繩外資法  
経済企画庁

範囲の広狭

既述の件  
内容の整理

(向) 沖縄における外資系企業を返還後どのように扱うつもりか。

(答) 既に沖縄に進出していった外資系企業については、双方納得の行くように解決して参りたい。また、今後新たに沖縄に進出しようとする外資系企業について、返還時に摩擦を生じないようにあらかじめ、日米間において検討して行きたい。

使用済みの紙の再利用

大 蔵 省

極 秘

第3回沖縄関係臨時外資幹事会議題

44.11.27

- 一 返還コミュニケその他の説明 待 大隊
- 二 対策協議

- 1 布令11号に基づく米民政府の認可権の発動停止の申し入れとその交渉 XI-21以後の申請は 待 (米側) 米側は作らぬ - unilat & heavily 米側 (米側) 米側は作らぬ - unilat & heavily 米側 (米側) 米側は作らぬ - unilat & heavily 米側
- 2 11月22日以後の外資申請(認可の更新を含む) についての琉球政府との協議方法 (米側) 米側は作らぬ - unilat & heavily 米側 (米側) 米側は作らぬ - unilat & heavily 米側 (米側) 米側は作らぬ - unilat & heavily 米側
- 3 11月21日現在における既進出外資の実情把握 (米側) 米側は作らぬ - unilat & heavily 米側 (米側) 米側は作らぬ - unilat & heavily 米側 (米側) 米側は作らぬ - unilat & heavily 米側
  - イ 11月21日現在の既認可外資
  - ロ 活動企業とペーパー・カンパニーとの仕分け
  - ハ イ、ロの実情を基礎として既進出外資の定義の作成 (米側) 米側は作らぬ - unilat & heavily 米側 (米側) 米側は作らぬ - unilat & heavily 米側 (米側) 米側は作らぬ - unilat & heavily 米側
  - ニ 米側との間における事実確認方法

米側は作らぬ - unilat & heavily 米側 (米側) 米側は作らぬ - unilat & heavily 米側 (米側) 米側は作らぬ - unilat & heavily 米側 (米側) 米側は作らぬ - unilat & heavily 米側

XI-21以降の申請は 待 (米側)

(米側) 米側は作らぬ - unilat & heavily 米側 (米側) 米側は作らぬ - unilat & heavily 米側 (米側) 米側は作らぬ - unilat & heavily 米側

CC: ① 米側は作らぬ - unilat & heavily 米側 (米側) 米側は作らぬ - unilat & heavily 米側 (米側) 米側は作らぬ - unilat & heavily 米側 (米側) 米側は作らぬ - unilat & heavily 米側

(米側) 米側は作らぬ - unilat & heavily 米側 (米側) 米側は作らぬ - unilat & heavily 米側 (米側) 米側は作らぬ - unilat & heavily 米側 (米側) 米側は作らぬ - unilat & heavily 米側

沖縄復帰対策閣僚協議会の設置について

昭和44年 // 月 28日  
閣議決定 (案)

1. 沖縄復帰に伴う重要問題について協議するため、内閣に沖縄復帰対策閣僚協議会（以下「協議会」という。）を設ける。

2. 協議会の構成員は、次のとおりとする。

- 法務大臣
- 外務大臣
- 大蔵大臣
- 文部大臣
- 厚生大臣
- 農林大臣
- 通商産業大臣
- 運輸大臣
- 郵政大臣
- 労働大臣
- 建設大臣
- 自治大臣

内閣官房長官

総理府総務長官

国家公安委員会委員長

行政管理庁長官

防衛庁長官

経済企画庁長官

科学技術庁長官

3. 協議会には、自由民主党の<sup>(副総裁)</sup>幹事長、総務会長、政務調査会長及び沖縄問題特別委員会委員長の出席を求めるものとする。

内閣法制局長官は、協議会に出席するものとする。

4. 協議会は、議題に応じ関係構成員が出席して行なう。ただし、必要に応じその他の構成員が出席することを妨げない。

5. 協議会に幹事を置く。

幹事は、次のとおりとする。

内閣官房副長官

内閣法制次長

総理府総務副長官

法務事務次官

外務事務次官

大蔵事務次官

文部事務次官

厚生事務次官

農林事務次官

通商産業事務次官

運輸事務次官

郵政事務次官

労働事務次官

建設事務次官

自治事務次官

警察庁長官

行政管理事務次官

防衛事務次官

経済企画事務次官

科学技術事務次官

6 幹事会は、議題に応じ関係幹事が出席して行なう。ただし、必要に応じその他の幹事が出席することを妨げない。

7 協議会の庶務は、内閣官房において処理する。

8 昭和40年8月27日の閣議決定により設けられた沖縄問題閣僚協議会は、廃止する。